

# 鉄軌道駅の段差解消に向けた対応状況について

(臨時報告書)

未整備駅名	塩屋
未整備駅の 所在都道府県及び市区町村	都道府県：兵庫県 市区町村：神戸市
路線名	山陽
1日の平均利用者数 (平成20年度末現在)	13,992
鉄道事業者又は軌道経営者 関係自治体	西日本旅客鉄道株式会社 兵庫県・神戸市

## バリアフリー化に関する現状

橋上駅 2面2線  
1番線(下関方面：下り)は段差未解消。車椅子ご利用のお客様は駅員の介助によるホームに直接通じるスロープにより対応。  
2番線(神戸方面：上り)は段差未解消。車椅子ご利用のお客様は駅員の介助による階段(橋上駅)の上げ下ろしで対応。

バリアフリー法第6条では、施設設置管理者等の責務として、「施設設置管理者その他の高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する施設を設置し、又は管理する者は、移動等円滑化のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、この責務を踏まえ、鉄道事業者(軌道経営者)におかれましては、以下の質問にご回答下さい。(必須)

質問1 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを○で囲んで下さい。)

(1)  有 (2)  無

※ 以下の質問2は、質問1で(1)と答えた鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問2 エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する予定の時期をご回答下さい。

・ 時期：平成23年 3月予定

(未定である場合はその理由を詳細にご回答ください。また、留意事項がある場合はご記入下さい。)

※ 以下の質問3から質問4までは、質問1で(2)とご回答した鉄道事業者(軌道経営者)におきまして、ご回答下さい。

質問3 未整備駅について、平成22年(注)までにエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を行うための計画をないとした理由及び課題についてご回答下さい。

質問4 平成23年(注)以降にバリアフリー化を行う場合、エレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現する時期及び実現までのプロセスをご回答下さい。

・ 時期：平成 年 月予定  
・ 実現までのプロセス(スケジュール表等の添付も可)

(未定である場合はその理由を詳細にご回答下さい。)

担当部署等名	西日本旅客鉄道株式会社
鉄道事業者又は軌道経営者	兵庫県土整備部まちづくり局都市政策課
都道府県	兵庫県
市区町村	神戸市都市計画総局計画部計画課

(注) 様式中、「平成22年、平成23年」となっているが、鉄軌道事業者の事業計画期間を勘案し、「年度」と読み替える。

【様式】

(調査)

バリアフリー法第5条では、地方公共団体の責務として、「地方公共団体は、国の施策に準じて、移動等円滑化を促進するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されておりますが、これら責務を踏まえ、所在都道府県及び市区町村におかれましては、以下の質問にご回答下さい。(任意)

## ○都道府県(未整備駅の所在都道府県の記載事項)

質問I 未整備駅について、鉄道事業者(軌道経営者)が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを○で囲んで下さい。)

(1)  有 (2)  無

質問II 質問Iで(1)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

兵庫県においては、「福祉のまちづくり条例(平成4年)」により、高齢者、障害者等が公益施設等を安全かつ快適に利用できるようバリアフリー化にかかる整備基準を定め、整備を推進している。また、「公共交通バリアフリー化促進事業補助(平成5年)」により、既存の鉄軌道駅におけるバリアフリー化設備整備費の一部(事業費の1/3について、市町と1/2ずつ補助。)について補助している。

質問III 質問Iで(2)と答えた都道府県におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由の具体的な内容をご回答下さい。

## ○市区町村(未整備駅の所在市区町村の記載事項)

質問I 未整備駅について、基本構想の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを○で囲んで下さい。)

(1)  有 (2)  無

質問II 未整備駅について、鉄道事業者(軌道経営者)が実施するエレベーター又はスロープによる「段差の解消」の実現のための措置を講ずる意思の有無につきましてご回答下さい。(該当するものを○で囲んで下さい。)

(1)  有 (2)  無

質問III 質問IIで(1)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置の具体的な内容をご回答下さい。

本市では、昭和52年に制定した「神戸市民の福祉をまもる条例」に基づき、高齢者・障害者をはじめ全ての市民が安全かつ快適に外出し、様々な社会活動に参加できるまちづくりを目指して、駅舎を含む公益的な施設や道路、公園などの都市施設の整備に努めてきた。中でも、駅舎のバリアフリー化は特に重要な課題であると認識しており、他都市に先駆けて、補助制度(平成4年度)無利子融資制度(平成6年度)を創設し、その推進に努めてきた。また、毎年各鉄道事業者を訪問し、エレベーター設置をはじめ、障害者対応型トイレの整備等のバリアフリー化の推進について要望を行っている。  
当該駅は、「神戸市鉄道駅舎エレベーター等設置補助要綱(平成4年)」により、鉄道事業者に対し、バリアフリー化設備整備費の一部(事業費の1/6以内について予算の範囲内で補助。上限規定なし)について、平成21年度の補助採択を行い、駅のバリアフリー化整備を進めている。

質問IV 質問IIで(2)と答えた市区町村におきまして、未整備駅におけるエレベーター又はスロープによる「段差の解消」を実現するための措置を講ずる意思がない理由を具体的にご回答下さい。

担当部署等名	西日本旅客鉄道株式会社
鉄道事業者又は軌道経営者	兵庫県土整備部まちづくり局都市政策課
都道府県	兵庫県
市区町村	神戸市都市計画総局計画部計画課